

資 料

ハンガリー共和国憲法

早 川 弘 道 監訳
佐 藤 史 人
小 倉 大
中 西 豊 共訳
馬奈木巖太郎
山 本 千 晴

ハンガリー共和国憲法（1949年第20号法律=1989年第31号法律／1989年10月18日ハンガリー国会採択，10月23日施行，2001年1月31日現在）〔翻訳〕

ハンガリー共和国憲法⁽¹⁾

複数政党制，議会民主制および社会的市場経済を実現する法治国家への平和な政治的移行に寄与する目的をもって，国会は，わが国に新しい憲法が制定されるまでの間，ハンガリー国憲法典を以下の通り定める。⁽²⁾

第1章⁽³⁾ 一般条項

第1条⁽³⁾

ハンガリー国は，共和制である。

民主的法治国家である。

第2条⁽³⁾

(1) ⁽⁴⁾ハンガリー共和国は，独立した

(2) ハンガリー共和国におけるすべての権力は人民に属し，人民はその主権を直接または選挙された代表を通じて

行使する。

- (3) いかなる社会団体、国家機関または市民の活動も、公権力の暴力による獲得やその行使、またはそのような権力の排他的保持へと向けられることはできない。何人も、そのような活動に対しては、適法に抵抗する権利および義務を有する。

第3条⁽³⁾

- (1) ハンガリー共和国において、政党は、憲法および憲法に従って制定された法律を尊重する限り、自由に設立され活動することができる。
- (2) 政党は、民意の形成および表明に寄与する。
- (3) 政党は、公権力を直接行使することはできない。従って、いかなる政党も国家機関を指揮することはできない。政党および公権力の分離を確保するために、法律は、政党構成員またはその役員が就任することのできない公務およびその活動を定める。

第4条⁽³⁾

労働組合およびその他の利益団体は、被雇用者、協同組合員および企業家の利益を保護し代表する。

第5条⁽³⁾

ハンガリー共和国は、人民の自由および権力、国家の独立および領土の保全、ならびに条約において確定された国境を防衛する。

第6条⁽³⁾

- (1) ハンガリー共和国は、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、他の国家の独立または領土の保全に対する武力の行使および武力による威嚇は行わない。
- (2) ハンガリー共和国は、世界のあらゆる人民および国家との協調に努める。
- (3) ハンガリー共和国は、国外に居住するハンガリー人の運命に対する責任を負い、ハンガリーとの関係の保全に努める。

第7条⁽³⁾

- (1) ハンガリー共和国の法制は、一般的に承認された国際法原則を受容し、わが国が承認した国際法的義務と国内法との調和を図る。
- (2)⁽⁵⁾ 立法手続は法律で規定され、その可決のためには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第8条⁽³⁾

- (1) ハンガリー共和国は、不可侵かつ不可譲の基本的人権を承認する。これらの権利の尊重および保護は、国家の最も基本的な義務である。
- (2)⁽⁶⁾ ハンガリー共和国において、基本的人権および義務に関わる規則は、法律で定める。但し、その法律は、基本権の本質的内容を制限することはできない。
- (3)⁽⁷⁾ [削除]
- (4)⁽⁸⁾ 非常事態、緊急事態および危険状

-
- (1) 1949年8月20日公布。1989年法律31号38条1項により表題改正。
- (2) 1989年法律31号1条により制定。1989年10月23日施行。
- (3) 1989年法律31号2条により制定。1989年10月23日施行。
- (4) 1990年法律40号1条により制定。1990年6月25日施行。
- (5) 1990年法律40号2条により制定。1990年6月25日施行。
- (6) 1990年法律40号3条1項により制定。1990年6月25日施行。

態にある間、基本的人権の行使は、第54条ないし第56条、第57条第2項ないし第4項、第60条、第66条ないし第69条および第70/E条に定める基本的人権を除いては、停止または制限されることができる。

第9条⁽⁹⁾

- (1) ハンガリー経済は、市場経済であり、公的および私的所有は、平等な配慮を受け、法律の下に保護される。
- (2) ハンガリー共和国は、起業の権利および経済における競争の自由を承認し擁護する。

第10条⁽³⁾

- (1) ハンガリー国家の所有物は、国民の財産とみなされる。
- (2)⁽¹⁰⁾ 国家の独占的領域とみなされる所有および経済活動の領域は、法律で定める。

第11条⁽¹¹⁾

国家により所有される企業および経済組織は、法律の定める方法および責任に従って事業を遂行する。

第12条⁽¹²⁾

- (1) 国家は、自発的連合に基づく協同

組合を擁護し、その自治を承認する。

- (2) 国家は、地方自治体の財産を尊重する。

第13条

- (1)⁽¹³⁾ ハンガリー共和国は、財産権を保障する。
- (2)⁽¹⁴⁾ 収用は、公益に合致し、かつ法律の定める場合および方法に合致し、完全で無条件、即時の補償を伴うときのみ、例外的に許容される。

第14条⁽³⁾

憲法は、相続権を保障する。

第15条⁽³⁾

ハンガリー共和国は、婚姻制度および家族制度を保護する。

第16条⁽³⁾

ハンガリー共和国は、青年の生活保護、教育および訓育を確保するため特別の配慮に努め、また青年の利益を保護する。

第17条⁽³⁾

ハンガリー共和国は、広範な社会的措置を通じて困窮者への配慮を行う。

第18条⁽³⁾

ハンガリー共和国は、健康的環境に対するすべての者の権利を承認しかつ実現する。

(7) 1990年法律40号51条1項により削除。1990年6月25日削除。

(8) 1990年法律40号3条2項により制定。1990年6月25日施行。

(9) 1990年法律40号4条により制定。1990年6月25日施行。

(10) 1990年法律40号5条により制定。1990年6月25日施行。

(11) 1990年法律40号6条により制定。1990年6月25日施行。

(12) 1990年法律40号7条1項により制定。1990年6月25日施行。

(13) 1990年法律40号7条2項により挿入。1990年6月25日施行。

(14) 1989年法律31号2条により制定。1990年法律40号7条2項により番号改正。

第2章 国会⁽¹⁵⁾

第19条

- (1) ⁽¹⁶⁾国会は、ハンガリー共和国における国権の最高機関であり、最高の人民代表機関である。
- (2) ⁽¹⁷⁾人民主権に基づく諸権限を行使する際に、国会は、社会の憲法秩序を保障し、政府の組織、方針および諸条件について定める。
- (3) ⁽¹⁸⁾右の権限の範囲で、国会は、
 - (a) ハンガリー共和国憲法を採択する。
 - (b) ⁽¹⁹⁾法律を定める。
 - (c) 国の社会経済計画を決定する。
 - (d) 国家財政の均衡を図り、国家予算およびその執行を承認する。
 - (e) 政府プログラムについて決定する。
 - (f) ハンガリー共和国の外交上特に重要な条約を締結する。
 - (g) 戦争状態の宣言および講和の締結に関する問題について決定する。
 - (h) 戦争状態または外国の軍隊による武力攻撃の差し迫った脅威（戦争の危機）にある場合、非常事態を宣言し、国防評議会を設置する。
 - (i) 憲法秩序の転覆または公権力の

排他的支配を目的とした武力行為、市民の生命および財産を大規模に侵害する武力の下に行われた暴力行為ならびに自然災害または産業事故に際し、緊急事態を宣言する。

- (j) ⁽²⁰⁾憲法に定められた例外を除き、国外および国内での軍隊の使用、ハンガリーにおけるまたはハンガリー領土から他国への外国軍の展開、平和維持活動への軍隊の参加、外国の戦域における人道的活動ならびに国外における軍隊の駐留またはハンガリーにおける外国軍の駐留について決定する。
- (k) ⁽²¹⁾共和国大統領、首相、憲法裁判所裁判官、国会オムブズパーソン、会計検査院の院長および副院長、最高裁判所長官および検事総長を選出する。
- (l) ⁽²²⁾憲法裁判所に意見を求めた後に提出された政府の提案に基づき、違憲とされた行為を行った地方議会を解散し、県の領域、名称および県庁所在地、県と同等の権限を有する都市の宣言ならびに首都の区の設置について

(15) 1989年法律31号3条により制定。1989年10月23日施行。

(16) 1989年法律31号38条1項により改正。

(17) 1989年法律31号4条1項により制定。1989年10月23日施行。

(18) 1989年法律31号4条2項により制定。1989年10月23日施行。

(19) 1990年法律40号8条1項により制定。1990年6月25日施行。

(20) 2000年法律91号1節1項により制定。2000年6月27日施行。

(21) 1994年法律73号1条1項により制定。1994年12月5日施行。

(22) 1990年法律63号1条により制定。1990年8月9日施行。

決定する。

(m) 恩赦を行う。

- (4) ⁽²³⁾前項 (g), (h) および (i) に定められた決定を行うには、国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (5) ⁽²⁴⁾ [削除]
- (6) ⁽²⁵⁾第3項 (j) に定められた決定を行うには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第19/A条⁽²⁶⁾

- (1) 国会が以下の決定を行う際にその議事を妨げられた場合、共和国大統領は、戦争状態の宣言、非常事態の発令および国防評議会の設置を行い、または緊急事態の宣言を行う権限を有する。
- (2) 国会が会期外にあり、国会の招集が時間の欠如または戦争状態、非常事態もしくは緊急事態の宣言を惹起せしめる事態により不可能な場合、国会は、右の決定を行う際にその議事が妨げられたものとみなされる。
- (3) ⁽²⁷⁾国会議長、憲法裁判所長官および首相は、共同で、議事を妨げられているか否かの実事および戦争状態の宣言、非常事態または緊急事態の発令の正当性について決定を下す。
- (4) 妨害が終了した後の最初の会議において、国会は、戦争状態、非常事態または緊急事態の宣言の正当性について

て審査し、実施された措置の適法性について判断する。この決定を行うには、国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第19/B条⁽²⁸⁾

- (1) ⁽²⁸⁾非常事態の間、国防評議会は、次の決定を行う。
- (a) 国外および国内における軍隊の使用、平和維持活動への軍隊の参加、外国の戦域における人道的活動および国外における軍隊の駐留について。
- (b) ハンガリーにおけるまたはハンガリー領土から他国への外国軍の展開およびハンガリーにおける外国軍の駐留について。
- (c) 特別法において定められた緊急措置の実施について。
- (2) ⁽²⁹⁾国防評議会は、共和国大統領を議長とし、次の人員から構成される。国会議長、国会に代表を有する政党の院内会派の長、首相、大臣ならびにハンガリー軍司令官および参謀総長。
- (3) 国防評議会は、次の行為を行う。
- (a) 国会により国防評議会に委ねられた権限。
- (b) 共和国大統領の権限。
- (c) ⁽³⁰⁾政府の権限。
- (4) 国防評議会は、個々の法律の適用を停止し、または法律の規定と異なる命令を発し、さらに、その他の非常措

(23) 2000年法律91号1節2項により制定。2000年6月27日施行。

(24) 1997年法律59号14節1款により削除。1997年7月30日削除。

(25) 2000年法律91号1節3項により制定。2000年6月27日施行。

(26) 1989年法律31号5条により挿入。1989年10月23日施行。

(27) 1990年法律29号4条2項により改正。

(28) 2000年法律91号2節により制定。2000年6月27日施行。

(29) 1990年40号9条により制定。1990年6月25日施行。

(30) 1990年法律40号51条2項により改正。

置をとることができる。但し、憲法の適用を停止してはならない。

- (5) 国防評議会の命令は、国会がその効力を延長しない限り、非常事態の終了に基づきその効力を失う。
- (6) 憲法裁判所の活動は、非常事態の間も制限されてはならない。

第19/C条⁽²⁶⁾

- (1) ⁽³¹⁾国会が緊急事態の宣言を行うことを妨げられている場合、共和国大統領は、第40/B条第2項に基づく軍隊の使用について決定する。
- (2) 緊急事態の間、共和国大統領は、命令を通じて特別法において定められた非常措置をとる。
- (3) 共和国大統領は、国会議長に対して導入された非常措置について直ちに報告する。緊急事態の間、国会は、または国会がその議事を妨げられている場合国会の国防委員会が、継続的に開催される。国会または国会の国防委員会は、共和国大統領により導入された非常措置の適用を停止することができる。
- (4) 命令により導入された非常措置は、国会または国会がその議事を妨げられている場合、国会の国防委員会がその効力を延長しない限り、30日間の効力を有する。
- (5) その他、緊急事態に対し、非常事態に関する規則が、適用される。

第19/D条⁽³²⁾

非常事態および緊急事態の間適用される

べき細目の規定を定めた法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第19/E条⁽³³⁾

- (1) ⁽³⁴⁾ハンガリー領土が外国の武装グループによる予期せぬ攻撃に見舞われた場合、政府は、政府および共和国大統領によって承認された防衛計画に基づき、攻撃に比例しかつそのために準備された軍隊により、緊急事態または非常事態の宣言について決定がされるまで、攻撃を防ぎ、憲法秩序ならびに市民の生命および財産の安全ならびに公共の秩序および公共の安全を保護するためにハンガリー軍および同盟軍の待機中の航空部隊および防空軍により国の領土を保護するための措置を直ちにとる義務を負う。
- (2) 政府は、前項に基づいてとられた措置について、直ちに国会および共和国大統領に対して更なる措置をとるために報告する。
- (3) 政府の即時の措置に適用される規則を定めた法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第20条⁽³⁵⁾

- (1) ⁽³⁶⁾国会議員の総選挙は、国会の解散宣言によりまたは国会が解散されたことにより行われる選挙を除き、前国会の選挙から4年目の4月または5月に行われる。
- (2) 国会議員は、公共の利益のために

(31) 2000年法律91号3項により制定。2000年6月27日施行。

(32) 1990年法律40号10条により制定。1990年6月25日施行。

(33) 1993年法律107号1条により挿入。1994年1月1日施行。

(34) 2000年法律41号4節により制定。2000年6月27日施行。

(35) 1989年法律31号6条により制定。1989年10月23日1項施行。

(36) 1997年法律98号1節により制定。1997年10月31日施行。

その職務を行使する。

- (3) ⁽³⁷⁾国会議員に、国会議員の法的地位を定めた法律の規定に従い、議員特権が付与される。
- (4) ⁽³⁸⁾国会議員に、その独立を保障する歳費、所定の特典および経費補償が付与される。歳費および経費補償の額ならびに特典の範囲に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (5) ⁽³⁹⁾国会議員は、共和国大統領、憲法裁判所裁判官、市民の権利に関するオンブズパーソン、会計検査院の院長、副院長および検査官、裁判官、検察官、政府閣僚および政務次官を除く国家行政機関の職員または軍隊、警察もしくは治安機関の職業的構成員となることができない。職務の両立しないその他の場合は、法律で定める。
- (6) ⁽⁴⁰⁾国会議員の法的地位に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第20/A条⁽⁴¹⁾

- (1) 国会議員への委任は、以下の事由により終了する。
 - (a) 国会の任期の満了。
 - (b) 国会議員の死亡。
 - (c) 兼職禁止の宣言。

(d) 辞職。

(e) 選挙権の喪失。

- (2) ⁽⁴²⁾国会が兼職禁止に当たると決定するためには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (3) 国会議員は、国会に対し辞意を表明することにより、辞職することができる。辞職の有効性については、国会の同意の表明を必要としない。

第21条

- (1) ⁽⁴³⁾国会は、議員の中から国会議長、副議長および書記を選出する。
- (2) 国会は、議員から構成される常任委員会を設置し、いかなる問題をも調査するために委員会を設けることができる。
- (3) ⁽⁴⁴⁾何人も、国会の委員会により要求された報告を提出し、またはその委員会において証言をする義務を負う。

第22条⁽⁴⁵⁾

- (1) ⁽⁴⁶⁾国会は、毎年2回常会を行う。毎年、2月1日から6月15日までおよび9月1日から12月15日までとする。
- (2) 国会を開会する会議は、共和国大統領により選挙後1ヶ月以内に招集される。その他の場合、国会議長が、国会の会期および会期内における個々の会議を招集する。

(37) 1990年法律54号1条により制定。1990年7月27日施行。

(38) 1990年法律40号11条1項により改正。

(39) 1990年法律40号11条2項および51条2項により改正。

(40) 1990年法律40号11条3項により制定、1990年7月25日施行。

(41) 1989年法律31号7条により挿入。1989年10月23日1項施行。

(42) 1997年法律59号1節により制定。1997年7月30日施行。

(43) 1990年法律40号12条により制定。1990年6月25日施行。

(44) 1989年法律1号3条により制定および番号改正。1989年10月23日施行。

(45) 1989年法律31号8条により制定。

(46) 1990年法律40号13条により制定。1990年6月25日施行。

- (3) ⁽³⁰⁾ 共和国大統領、政府または国会の5分の1の議員の書面による申立に基づき、国会の臨時会が招集される。申立には、招集の理由ならびに招集日時および議題が示されていなければならない。
- (4) 共和国大統領は、国会を各会期につき1度に限り、30日を超えない範囲で休会とすることができる。
- (5) 休会の間、国会議長は、国会の5分の1の議員の書面による申立に基づき、国会を申立の受領後8日以内に招集する義務を負う。

第23条⁽⁴⁷⁾

国会の会議は、公開とする。共和国大統領、政府または国会議員の申立に基づき、議員の3分の2の同意を得て、国会は、秘密会を開くことを決定することができる。

第24条

- (1) ⁽⁴⁸⁾ 国会は、議員の半数以上の出席をもって成立する。
- (2) ⁽⁴⁸⁾ 国会は、出席する国会議員の過半数により議決を行う。
- (3) ⁽⁴⁹⁾ 憲法を改正し、憲法の中で定められた特別の決定を行うには、国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (4) ⁽⁴⁹⁾ 国会は、出席する国会議員の3分の2の多数によって定められた議院規則において、議事規則および審議手

続を定める。

- (5) ⁽⁵⁰⁾ [削除]

第25条⁽⁵¹⁾

- (1) ⁽³⁰⁾ 法律は、共和国大統領、政府、国会の各委員会および各国会議員が、これを発議する。
- (2) 立法権は、国会に属する。
- (3) 国会により採択された法案は、国会議長がこれに署名し、その後共和国大統領に送付する。

第26条⁽⁵²⁾

- (1) 法律の公布は、共和国大統領が、法案の受領後15日以内に、および国会議長による緊急の申立に基づく場合には5日以内にこれを行う。共和国大統領は、公布のために送付された法案に署名する。法律は、官報に公表されなければならない。
- (2) 共和国大統領が法案またはそのいずれかの条項に同意しない場合、共和国大統領は、署名に先立ち前項に定める期間内で、再考を求める自己の見解を付し、その法案を国会に差し戻すことができる。
- (3) 国会は、法案を改めて審議し、その採択について再度決定する。共和国大統領は、その後国会議長により送付された法案に署名し、5日以内に公布しなければならない。
- (4) 共和国大統領が法案のいずれかの条項につき違憲と認める場合、共和国

(47) 1989年法律31号9条により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

(48) 1989年法律31号10条により制定。1989年10月23日施行。

(49) 1990年法律40号14条により制定。1990年6月25日施行。

(50) 1995年法律44号2節により削除。1998年6月18日削除（1994年に選出された国会の任期の満了）。

(51) 1989年法律31号11条により制定。

(52) 1989年法律31号12条により制定。1989年10月23日施行。

大統領は、署名に先立ち第1項に定める期間内で、憲法裁判所に見解を求めてその法案を送付するものとする。

- (5) 憲法裁判所が特別の手續において違憲とした場合、共和国大統領は、国会にその法案を差し戻し、その他の場合、共和国大統領はその法案に署名し5日以内に公布する義務を負う。

- (6) ⁽⁵³⁾共和国大統領は、国民投票に付された法案に、それが国民投票により承認された場合、署名する。

第27条⁽⁵⁴⁾

国会議員は、市民の権利に関する国会オンブズパーソンおよび民族のエスニック的少数者に関する国会オンブズパーソン、会計検査院長およびハンガリー国民銀行総裁、または政府もしくは政府の個々の閣僚ならびに検事総長に対し、国会議員の職務領域に属するあらゆる事項について質問状を提出し、または質問をすることができ

第28条⁽⁵⁵⁾

- (1) 国会の任期は、開会会議とともに始まる。
- (2) 国会は、その任期の満了前に解散を宣言することができる。
- (3) ⁽⁵⁶⁾共和国大統領は、選挙の告示を伴い次の場合に、国会を解散することができる。
(a) 国会が、同一の任期の12ヶ月の

間に4回以上政府に対して不信任案を可決した場合。または、

- (b) 政府の任期が終了し、共和国大統領によって提案された首相候補者が最初の候補者の提案後40日以内に国会によって選出されない場合。

- (4) ⁽⁷⁾〔削除〕

- (5) ⁽⁵⁷⁾国会を解散する前に、共和国大統領は、首相、国会議長および国会に代表を有する政党の会派の長に意見を求めなければならない。

- (6) ⁽⁵⁸⁾国会の自己解散または解散の後3ヶ月以内に、新たな国会が選出されなければならない。

- (7) ⁽⁵⁹⁾国会は、新たな国会の開会会議まで活動を続ける。

第28/A条⁽⁶⁰⁾

- (1) 非常事態または緊急事態において、国会は解散を宣言してはならず、また解散されることができない。
- (2) 国会の任期が非常事態または緊急事態の間に満了する場合、その任期は、非常事態または緊急事態の終了まで延長する。
- (3) 解散しまたは解散された国会を、共和国大統領は、戦争状態または戦争の危機が生じた場合、再び招集することができる。任期の延長は、国会自らがこれを決定する。

(53) 1997年法律59号2節により制定。1997年7月30日施行。

(54) 1990年法律40号15条により制定。1990年6月25日施行。

(55) 1989年法律31号14条制定。1989年10月23日施行。

(56) 1990年法律40号16条1項により制定。1990年6月25日施行。

(57) 1990年法律40号16条2項により制定。1990年6月25日施行。

(58) 1997年法律98号2節により制定。1997年10月31日施行。

(59) 1997年法律98号2節により制定。1997年10月31日施行。

(60) 1989年法律31号15条により挿入。1989年10月23日施行。

第28/B条⁽⁶¹⁾

- (1) 国民投票または人民発案に関する事項は、国会の管轄とする。
- (2) 国会が国民投票および人民発案に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第28/C条⁽⁶¹⁾

- (1) 決定を行い、または意見を表明するために、国民投票を行うことができる。国民投票は、義務として、または事案を審議した結果として行うことができる。
- (2) 国民投票は、少なくとも200,000人の選挙人による発議を必要とする。
- (3) 義務による国民投票の場合、成立した国民投票の結果は、国会を拘束する。
- (4) 国会は、審議の上、共和国大統領、政府、国会の3分の1の議員または100,000人の選挙人による発議に基づき、国民投票を命ずることができる。
- (5) 国民投票は、次の議題について行ってはならない。
 - (a) 予算、予算の執行、国税および公課、関税、ならびに地方税に対する中央政府の規制に関する法律。
 - (b) 効力のある条約において定められた義務およびその義務を定め法律の内容。

- (c) 国民投票および人民発案に関する憲法条項。
- (d) 国会の管轄に属する人事上および組織上（改組、廃止）の事項。
- (e) 国会の解散。
- (f) 政府プログラム。
- (g) 戦争状態、緊急事態または非常事態の宣言。
- (h) 国外または国内における軍隊の使用。
- (i) 地方自治体の議会の解散。
- (j) 恩赦。

- (6) ⁽⁵⁸⁾ 決定を行うための国民投票は、投票した選挙人の過半数の票が有効で、かつ投票において少なくともすべての選挙人の4分の1以上が同一の回答をした場合、成立したものとみなされる。

第28/D条⁽⁶¹⁾

人民発案には、少なくとも50,000人の選挙人を必要とする。人民発案は、主題を国会にその管轄のもとで議題とさせることを目的として、行うことができる。国会は、人民発案により定められた議題について審議する義務を負う。

第28/E条⁽⁶²⁾

国民投票を求めるために、署名は、市民による発議の場合4ヶ月以内に、人民発案の場合2ヶ月以内に、集められるものとする。

第3章⁽⁶³⁾ 共和国大統領⁽⁶³⁾**第29条⁽⁶⁴⁾**

- (1) ハンガリーの国家元首は、共和国

大統領がこれを務め、国民の統一を表し、国家の民主的運営を監視する。

(61) 1997年法律59号3節により制定。1997年7月30日施行。

(62) 1997年法律98号4節により制定。1997年10月31日施行。

(63) 1989年法律31号16条により挿入。1989年10月23日施行。

(64) 1989年法律31号16条により制定。1989年10月23日施行。

- (2) 共和国大統領は、軍隊の最高司令官である。

第29/A条

- (1) ⁽⁶⁵⁾国会は、5年の任期をもって共和国大統領を選出する。
- (2) 選出日の時点で35歳に達している選挙権を有する市民は、誰でも共和国大統領に選出される可能性を有する。
- (3) 共和国大統領が再選できるのは、最大1回限りとする。

第29/B条⁽⁶⁶⁾

- (1) 共和国大統領の選出に先立ち、候補者の指名がなされる。指名を有効ならしめるためには、50名以上の国会議員の書面による推薦を必要とする。推薦状は、投票の公示までに国会議長に提出されなければならない。いかなる国会議員も1人の候補者しか推薦できない。2人以上の候補者を推薦した場合、その者のなした推薦は、すべて無効となる。
- (2) 共和国大統領は、国会の秘密投票によって選出される。必要な場合、再投票をすることができる。第1回投票において国会議員の3分の2の得票を得た候補者が、共和国大統領として選出される。
- (3) 第1回投票において多数票を得た候補者のいない場合には、第1項に従い再度投票を行わなければならない。第2回投票においても国会議員の3分の2の得票を必要とする。
- (4) 第2回投票において必要とされた多数票を得た候補者のいない場合には、第3回投票が実施される。第3回

投票において選出対象となるのは、第2回投票の得票数において上位2名の候補者のみである。第3回投票においては、投票数にかかわらず、投票の多数票を得た者が共和国大統領として選出される。

- (5) 投票手続は、最長でも連続した3日以内に終了しなければならない。

第29/C条⁽⁶⁷⁾

- (1) 共和国大統領は、前大統領の任期終了前30日以内に、または前大統領の委任が任期終了前に消滅した場合には、委任消滅から30日以内に、これを選出しなければならない。
- (2) 大統領の選出の公示は、国会議長がこれを行う。

第29/D条⁽⁶³⁾

新たに選出された共和国大統領は、前大統領の任期終了前、または前大統領の委任が任期前に消滅した場合には選出結果の公示から8日目に、就任する。共和国大統領は、就任に先立ち国会の前に宣誓を行うものとする。

第29/E条⁽⁶³⁾

- (1) 共和国大統領が一時的に職務遂行不能になった場合、またはいかなる理由であれ共和国大統領の委任が任期終了前に消滅した場合には、新たに選出された共和国大統領が就任するまでのあいだ、国会議長が、共和国大統領の諸権限を行使するものとする。右権限は、法律を国会の再審議にかけ、または法律を憲法裁判所の審査に付し、国会を解散することについてはこの限りではなく、恩赦は刑が確定した者に対

(65) 1990年法律40号17条により制定。1990年6月25日施行。

(66) 1990年法律40号18条により挿入。1990年6月25日施行。

(67) 1990年法律40号19条により制定。1990年6月25日施行。

してのみ行使することができる。

- (2) 共和国大統領を代行するあいだ、国会議長は、自身の国会議員としての諸権限を行使することはできず、また、国会議長の職務は、国会により指名された国会副議長に委託される。

第30条⁽⁶⁴⁾

- (1) 共和国大統領職は、その他のいかなる国家的、社会的、政治的職務または各々から生じる委任職権とも両立し得ない。共和国大統領は、それ以外で有給の業務につくことはなく、またその行為に対して報酬を受け取ることはできない。但し、著作権保護にかかわる諸行為については、この限りではない。
- (2) ⁽⁶⁸⁾共和国大統領に対する報酬、特典、経費補償に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第30/A条⁽⁶³⁾

- (1) 共和国大統領は、
- (a) ハンガリー国家を代表する。
 - (b) ハンガリー共和国の名において条約を締結する。但し、条約の対象が立法権に属する事項の場合には、国会の事前の承認を必要とする。
 - (c) 大使および公使を任命し、また、接受する。
 - (d) ⁽⁶⁹⁾国会の総選挙または地方自治選挙の公示、および国民投票の日程の公示をする。

- (e) 国会および国会の委員会の会議に出席し、発言する権利を有する。
 - (f) 国会に対して措置をとるよう要請する権利を有する。
 - (g) 国民投票の発議を行う権利を有する。
 - (h) ⁽⁷⁰⁾特別法に定められた規定に従い、国家書記を指名および解任する。
 - (i) ⁽⁷¹⁾特別法に定められた者または機関の推薦に基づき、ハンガリー国立銀行総裁および副総裁、大学教授を指名および解任し、軍司令官を指名および昇進させ、ハンガリー科学アカデミー総裁の任命を承認する。
 - (j) 法律に定められた称号、勲位、表彰および勲章を賦与し、その着用を認める。
 - (k) 個別的恩赦権を行使事項案件についての決定を下す。
 - (l) 市民権に関する事項についての決定を下す。
 - (m) 特別法に基づく共和国大統領の権限の範囲に属するすべての事項についての決定を下す。
- (2) ⁽²⁷⁾共和国大統領の前項に列举された措置および行為はすべて、首相または担当大臣の副署を要する。ただし、(a)、(d)、(e)、(f) および (g) に関してはこの限りではない。

第31条⁽⁶⁴⁾

(68) 1990年法律40号20条により制定。1990年6月25日施行。

(69) 1997年法律59号4節により制定。1997年7月30日施行。

(70) 1990年法律63号2条により制定。1990年8月9日施行。1994年法律61号4条により改正。

(71) 1990年法律40号21条により制定。1990年6月25日施行。

- (1) 共和国大統領の委任は、以下の事由により終了する。
 - (a) 任期満了。
 - (b) 大統領の死亡。
 - (c) 大統領の職務の90日以上にわたる遂行不能。
 - (d) 兼職禁止宣言。
 - (e) 辞任。
 - (f) 大統領職の剥奪。
 - (2) 任期中、共和国大統領に対して兼職禁止宣言（第30条第1項）が提起された場合、いかなる国会議員も兼職禁止宣言についての決定を下すよう国会に要請することができる。右の決定には、国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。投票は、秘密投票によって行われる。
 - (3) 共和国大統領は、国会に対して辞意を表明することでその職務を辞任することができる。辞任を有効ならしめるためには、国会の受諾表明が必要である。国会は、15日以内に共和国大統領に対して、その辞意を再考するように求めることができる。共和国大統領がその辞意を撤回しない場合、国会は、大統領の辞任受諾を拒否できない。
 - (4) ⁽⁷²⁾共和国大統領は、その職務にあたって、憲法またはその他のいかなる法律であっても意図的に侵害した場合、それに基づき大統領を免職することができる。
- 刑事訴追からの保護は、特別法によりこれを賦与する。
 - (2) 共和国大統領が職務遂行に際して、憲法またはその他のいかなる法律をも侵害した場合には、国会議員の5分の1の賛成により、共和国大統領に対する弾劾手続の発動を求める動議を提起することができる。
 - (3) 共和国大統領に対する弾劾手続の発動には、国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。投票は、秘密投票によって行われる。
 - (4) 国会において決議がなされてから弾劾手続終了までのあいだ、共和国大統領は、その職権を行使することはできない。
 - (5) ⁽⁷³⁾右事態における司法管轄権は、憲法裁判所に属する。
 - (6) ⁽⁷³⁾憲法裁判所は、法律の侵害があったと認めたときは、共和国大統領を免職することができる。

(7)―(8)⁽⁷⁾

[削除]

第32条

- (1) ⁽⁷⁴⁾職務遂行において職務に関連して犯された訴追されるべき行為に基づき共和国大統領の弾劾手続が発動された場合、憲法裁判所は、刑事手続の基本諸規定も適用する。訴追は、国会議員から選出された特別検察官によって代表される。
- (2) ⁽⁶⁴⁾右事例に当たらない場合には、共和国大統領に対する刑事手続は、その任期が終了したより後にのみ発動す

第31/A条⁽⁶³⁾

- (1) 共和国大統領は、不可侵である。

(72) 1990年法律16号8条2項により改正。

(73) 1990年法律40号22条により制定。1990年6月25日施行。

(74) 1990年法律16号4条1項により制定。1990年3月12日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

ることができる。

- (3) ⁽⁷⁵⁾憲法裁判所は、共和国大統領について故意に基づく犯罪行為を認めた場合には、共和国大統領を免職するこ

とができ、同時に、当該犯罪行為に対して刑法典で定められたいかなる処罰および措置も適用することができる。

第4章⁽⁷⁶⁾ 憲法裁判所⁽⁷⁶⁾

第32/A条⁽⁷⁷⁾

- (1) 憲法裁判所は、法令の合憲性を審査し、法律でその権限に定められた諸任務を遂行する。
- (2) 憲法裁判所は、違憲と判断した法律およびその他の法令を無効とする。
- (3) 何人も、法律の定める事例において憲法裁判所の手続を発議することができる。
- (4) ⁽⁷⁸⁾憲法裁判所は、国会によって選出された11人の構成員から成る。憲法裁判所裁判官は、国会に議席を有する各政党につき1人の構成員から成る推

薦委員会によって推薦された者である。憲法裁判所裁判官の選出には、国会議員の3分の2の得票を必要とする。

- (5) 憲法裁判所裁判官は、政党構成員であることはできず、憲法裁判所の管轄領域に由来する職務以外に、政治的活動を行うことはできない。
- (6) ⁽⁷⁹⁾憲法裁判所の組織および活動に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第5章⁽⁸⁰⁾ 市民的権利に関する国会オンブズパーソンおよび民族的エスニック的少数者の権利に関する国会オンブズパーソン⁽⁸¹⁾

第32/B条⁽⁸²⁾

- (1) 市民的権利に関する国会オンブズパーソンは、憲法上の権利の侵害を認識した場合には、その事態につき調査しまたは調査をさせ、その救済に向け

て一般的または個別的措置を発議する任務を負う。

- (2) 民族的エスニック的少数者の権利に関する国会オンブズパーソンは、民族的エスニック的少数者の権利の侵害

(75) 1990年法律16号4条2項により制定。1990年3月12日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

(76) 1989年法律31号17条により挿入。1989年10月23日施行。

(77) 1989年法律31号17条により挿入。1989年10月23日施行。1989年法律1号6条による改正は発効せず。

(78) 1990年法律40号23条1項により制定。1994年法律74号1条により改正。

(79) 1990年法律40号23条2項により制定。1990年6月25日施行。

(80) 1989年法律31号18条により挿入。1989年10月23日施行。

(81) 1990年法律40号24条1項により制定。1990年6月25日施行。

(82) 1990年法律40号24条2項により制定。1990年6月25日施行。

を認識した場合には、その事態につき調査または調査させ、その救済に向けて一般的または個別的措置を発議する任務をおう。

- (3) 何人も、法律の定める事例において、国会オンブズパーソンの手続を発議することができる。
- (4) 市民的権利に関する国会オンブズパーソンおよび民族のエスニックの少数者の権利に関する国会オンブズパーソンは、共和国大統領の推薦に基づき、国会議員の3分の2の得票により

選出される。国会は、憲法上の権利の保護のために、特別のオンブズパーソンを選出することもできる。

- (5) ⁽⁸³⁾「削除」
- (6) 国会オンブズパーソンは、その活動報告書を毎年国会に提出するものとする。
- (7) 国会オンブズパーソンに関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第6章⁽⁸⁴⁾ 国家会計検査院およびハンガリー国立銀行⁽⁸⁵⁾

第32/C条⁽⁸⁴⁾

- (1) 国家会計検査院は、財務および経済の監督を任務とする国会の機関である。国家会計検査院は、その権限の範囲において国家の財政運営を監督し、それに際して、国家予算案の裏付け、歳出の必要性および合目的性を監督し、国庫財政上の起債にかかわる契約に副署し、国家予算歳出案の適法性を事前審査し、国家予算の執行についての決算書を監査し、国家資産の運用を監査し、資産価値の維持または増加に向けた国有企業の活動を監督し、その他法律によりその権限に加えられた任務に従事する。
- (2) 国家会計検査院は、適法性、合目的性、効率性の観点から監督を行う。国家会計検査院は、遂行した諸活動に関する報告書を国会に提出する。報告

は、公表されるものとする。国家会計検査院院長は、国会に対し、決算書と併せて決算書に関する監査報告書を提出する。

- (3) ⁽⁸⁶⁾国家会計検査院院長および副院長の選出には、国会議員の3分の2の得票を必要とする。
- (4) ⁽⁸⁶⁾国家会計検査院の組織および活動の基本原則に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第32/D条⁽⁸⁷⁾

- (1) ハンガリー国立銀行は、特別法の方法に従った法定通貨の発行、通貨の安定性の維持、および貨幣流通の規制を任務とする。
- (2) ハンガリー国立銀行総裁は、共和国大統領により、6年の任期をもって任命される。

(83) 1994年法律73号1条2項により削除。1994年12月5日削除。

(84) 1989年法律31号19条により挿入。1989年10月23日施行。

(85) 1990年法律40号25条1項により制定。1990年6月25日施行。

(86) 1990年法律40号25条2項により制定。1990年6月25日施行。

(87) 1990年法律40号26条により挿入。1991年11月16日施行。

- (3) ハンガリー国立銀行総裁は、国立銀行の活動に関する報告書を、年1回国会に提出するものとする。

第7章⁽⁸⁸⁾ 政 府⁽⁸⁹⁾

第33条⁽⁹⁰⁾

- (1) ⁽³⁰⁾ 政府は、以下から成る。
- (a) 首相。
- (b) 大臣。
- (2) 首相は、大臣の中から首相代理を任命する。
- (3) 首相は、共和国大統領の推薦に基づき、国会議員の多数投票によって選出される。国会は、首相の選挙および政府綱領の採択に関する投票を同時に行う。
- (4) 大臣は、共和国大統領の推薦に基づき、首相により任命または罷免される。
- (5) ⁽³⁰⁾ 政府は、大臣の任命に基づき構成される。政府の構成員は、国会の前で宣誓を行う。

第33/A条⁽⁹¹⁾

政府への権限委任は、以下の事由により終了する。

- (a) 新たに選出された国会の組織。
- (b) 首相または政府の辞職。

- (c) ⁽⁹²⁾ 首相の死亡。
- (d) ⁽⁹³⁾ 首相の選挙権喪失。
- (e) ⁽⁹³⁾ 首相の兼職禁止の確認。
- (f) ⁽⁹⁴⁾ 第39/A条第1項にしたがった首相の不信任動議の可決および新たな首相の選出。

第33/B条⁽⁹⁵⁾

大臣の任期は、以下の事由により終了する。

- (a) 政府の任期の満了。
- (b) 大臣の辞職。
- (c) 大臣の罷免。
- (d) 大臣の死亡。
- (e) 大臣の選挙権喪失。
- (f) 兼職禁止の確認。

第34条⁽⁹⁶⁾

ハンガリー共和国の省庁は、特別法で定める。

第35条

- (1) ⁽⁹⁷⁾ 政府は、
- (a) 憲法秩序を防衛し、市民の権利を擁護し、保障する。

(88) 1989年法律31号16条により番号改正。

(89) 1989年法律31号20条により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

(90) 1990年法律29号1条により制定。1990年5月16日施行。

(91) 1990年法律40号27条により挿入。1990年6月25日施行。

(92) 1997年法律59号14節1款により改正

(93) 1997年法律59号5節により制定。1997年7月30日施行。

(94) 1997年法律59号5節により番号改正。1997年7月30日施行。

(95) 1997年法律59号6節により制定。1997年7月30日施行。

(96) 1990年法律29号2条により制定。1990年5月16日施行。

(97) 1989年法律31号22条1項により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

- (b) 法律の執行を保障する。
 - (c) 省庁および直接監督下の他の機関の活動を指揮し、調整する。
 - (d) ⁽⁹⁸⁾内務大臣と協働して、地方自治体の適法性の監督を保障する。
 - (e) 社会経済計画の作成とその実施を保障する。
 - (f) 科学および文化の発展における国家の責務を規定し、その実施に必要な条件を保障する。
 - (g) 国家の社会保障および保健制度を決定し、そのための財政上の補償を確保する。
 - (h) 軍隊、警察および治安機関の活動を指揮する。
 - (i) 市民の生命財産を脅かす自然災害またはその結果（以下、危険状態）の除去および公共の安寧秩序の維持のために必要な措置を講ずる。
 - (j) 対外政策の策定に参画し、ハンガリー共和国政府の名において条約を締結する。
 - (k) 法律によりその権限の範囲内とされた任務を遂行する。
- (2) ⁽⁹⁹⁾政府は、その権限の範囲内で命令を下し、決定を採択する。これらに首相は、署名をする。政府の命令および決定は、法律に抵触してはならない。政府の命令は、官報で公示されなければならない。
- (3) ⁽¹⁰⁰⁾危険状態において、政府は、国会により授権されている場合には、個別の法律を逸脱する命令を下し、または措置を講ずることができる。危険状態に適用される規定に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (4) ⁽¹⁰¹⁾政府は、法規による例外を除き、下位機関によって下された法律に抵触するすべての決定または措置を廃止し、または変更する。

第36条⁽³⁰⁾

任務の遂行の際に、政府は、関係する社会団体と協働する。

第37条

- (1) ⁽¹⁰²⁾首相は、閣議を主宰し、政府の命令および決定の遂行に努める。
- (2) ⁽¹⁰³⁾大臣は、法規および政府の決定に従い、その権限の範囲内に属する行政領域を指揮し、直属の下位機関を指揮する。無任所大臣は、政府によって定められた任務を遂行する。
- (3) ⁽¹⁰⁴⁾政府構成員は、権限の範囲内の任務の遂行の際に、命令を下すことができる。但し、これらは、法律または政府の命令および決定に抵触してはならない。命令は、官報で公示されな

(98) 1990年法律63号3条により制定。1990年8月9日施行。1994年法律61号4条により改正。

(99) 1989年法律31号38条2項、1990年法律29号4条2項および1990年法律40号51条2項により改正。

(100) 1989年法律31号22条2項により制定。1990年法律40号28条および51条2項により改正。

(101) 1989年法律31号22条3項により制定。1990年法律40号51条2項により改正。

(102) 1990年法律29号4条2項および1990年法律40号51条2項により改正。

(103) 1990年法律29号3条および1990年法律40号51条2項により改正。

(104) 1989年法律31号38条2項、1990年法律40号51条2項により改正。

ればならない。

第38条⁽¹⁰⁵⁾

[削除]

第39条

- (1) ⁽³⁰⁾政府は、国会に対しその活動に責任を負い、国会にその活動に関し定例報告をする義務を負う。
- (2) ⁽¹⁰⁶⁾政府構成員は、政府および国会に対し責任を負い、その活動に関し政府および国会に報告する義務を負う。政府構成員および国家書記の法的地位、報酬および応答責任については、法律で定める。
- (3) ⁽¹⁰⁷⁾政府構成員は、国会の会議に参加し発言することができる。

第39/A条⁽¹⁰⁸⁾

- (1) ⁽¹⁰⁹⁾首相の不信任動議は、書面により、首相職の指名を伴って、国会議員の5分の1で提出できる。首相の不信任動議は、政府の不信任動議とみなされる。この動議に基づいて国会議員の過半数により不信任を採択した場合、新たな首相候補者として提案された者は、選出されたものとみなされる。
- (2) ⁽¹¹⁰⁾この動議に関する審議と投票は、提出後、早くとも3日後、遅くとも8日以内に、行われなければならない。

(3) ⁽¹⁰²⁾政府は、首相を通じて、前項に定められた期間に従い信任投票を提起することができる。

(4) ⁽¹⁰²⁾政府は、首相を通じて、政府の提出した動議に関する投票が、同時に信任投票ともみなされると提案できる。

(5) ⁽¹¹¹⁾国会が政府に対し、前二項で定められた場合において、信任を採択しなかった場合には、政府は、辞職しなければならない。

第39/B条⁽¹¹²⁾

政府の任期が終了した場合、政府は新たな政府が創設されるまで、その職にとどまり、授權されたすべての権限を行使する。但し、条約を締結することはできず、法律に明記された権限賦与に基づき延期不可能な場合にのみ、命令を発することができる。

第39/C条⁽¹¹³⁾

(1) 首相の任期が新たに選出された国会の創設または首相もしくは政府の辞職によって終了する場合、首相は、新たな首相が選出されるまでの間、暫定首相としてその職に留まる。但し、大臣の任免の発議はできず、また法律に明記された権限付与に基づき延期不可能な場合にのみ、命令を発することが

(105) 1989年法律31号38条6項により削除。1990年5月24日削除。

(106) 1989年法律31号23条1項により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号29条および51条2項により改正。

(107) 1989年法律31号23条2項により挿入。1989年10月23日施行。1990年法律40号51条2項により改正。

(108) 1989年法律8号1条により挿入。1989年5月26日施行。

(109) 1990年法律40号30条1項により制定。1990年6月25日施行。

(110) 1989年法律31号24条により制定。1990年5月2日施行。

(111) 1990年法律40号30条2項により挿入。1990年6月25日施行。

(112) 1990年法律40号31条により制定。1990年6月25日施行。

(113) 1997年法律59号31条により制定。1997年7月30日施行。

できる。

- (2) 首相の任期が首相の死、選挙権の喪失、または兼職禁止の宣言によって終了する場合、新たな首相が選出されるまで、その首相によって任命された大臣は、または複数的大臣が任命された場合、そのうち首席に指名された大臣は、前項の定める範囲で、首相の権限を行使する。

第40条

- (1) ⁽³⁰⁾政府は、特定の任務遂行のために政府委員会を設置することができる。
- (2) ⁽²⁴⁾〔削除〕
- (3) ⁽³⁰⁾政府は、行政のいかなる部門をも直接その監督下におき、そのために特別の機関を設置する権限を有する。

第8章 軍および警察⁽¹¹⁴⁾

第40/A条⁽¹¹⁵⁾

- (1) ⁽¹¹⁶⁾軍（ハンガリー軍、国境警備隊）の基本的責務は、国の軍事的防衛および条約に基づく集団的防衛義務への参加である。安全保障活動の範囲で、国境警備隊は、国境を警備し、出入国を監視、統制し、国境の秩序を維持する。軍の任務および細則に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (2) 警察の基本的任務は、治安および国内秩序の確保である。警察に関する法律および保安活動の細則に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第40/B条⁽¹¹⁴⁾

- (1) ⁽¹¹⁷⁾〔削除〕
- (2) 軍は、憲法秩序の転覆または公権力の排他的支配を目指す武裝行為、さ

らに市民の生命および財産の安全を著しく脅かす軍事力または武裝集団による重大な暴力行為に際して憲法の規定に従って布告された緊急事態において、警察の使用では不十分な場合に、用いられることができる。

- (3) ⁽³⁰⁾憲法および特別法の範囲内で、国会、共和国大統領、国防評議会、政府および所管大臣のみが、有効な条約による他の定めのない限り、軍を指揮する権限を有する。
- (4) ⁽¹¹⁸⁾軍、警察および国家安全保障に関する文民の職務に従事する職業的構成員は、政党の構成員となることができず、また政治的活動に従事することができない。
- (5) ⁽¹¹⁹⁾軍の非職業的構成員の政党における活動については、出席する国会議員の3分の2の多数によって定められた法律により、制限を設けることができる。

(114) 1989年法律31号26条により挿入。1989年10月23日施行。

(115) 1993年法律107号2条により制定。1994年1月1日施行。

(116) 2000年法律91号5節により改正。2000年6月7日施行。

(117) 2000年法律91号7節により改正。2000年6月27日失効。

(118) 1993年法律107号3条により制定。1994年1月1日施行。

(119) 1993年法律107号3条により挿入。1994年1月1日施行。

第40/C条⁽¹²⁰⁾

同盟国軍は、国の領土の守護のために、その防空軍および空軍によって、第19/E

条に基づき、政府の許可により警戒活動を行うことができる。

第9章⁽¹²¹⁾ 地方自治体**第41条⁽¹²¹⁾**

- (1) ハンガリー共和国の領土は、首都、県、市および村に区分される。
- (2) 首都は、区から成る。市において、区を設置することができる。

第42条⁽¹²¹⁾

地方自治の権利は、村、市、首都およびその区ならびに県の選挙権を有する市民の共同体に帰属する。地方自治とは、選挙権を有する市民の共同体に関する地方の事務を、独立して民主的に管理し、住民のために地方の公的権限を行使することをいう。

第43条⁽¹²¹⁾

- (1) 地方自治体の基本的権利（第44/A条）は、平等である。自治体の義務には、差異を設けることができる。
- (2) 地方自治体の権利および義務は、法律で定める。自治体の権限領域の適法な行使は、裁判所により保護される。この権利の保護のため、自治体は、憲法裁判所に訴えることができる。

第44条⁽¹²³⁾

- (1) 選挙権を有する市民は、自らが選出した議会または地方住民投票を通じて地方自治を行う。
- (2) ⁽¹²²⁾地方議会の議員および首長は、補欠選挙を除き、前回の一斉選挙後の

4年目の10月に選出される。

- (3) ⁽¹²²⁾議会の任期は、地方自治体の一斉選挙の日に終了する。候補者が欠け選挙が行われない場合、議会の任期は、補欠選挙の日まで延長される。首長の任期は、新たな首長の選出により終了する。
- (4) ⁽¹²²⁾議会は、その任期の満了前に、地方自治体に関する法律の定める条件に基づき、その解散を宣言することができる。解散または国会による解散（第19条第3項第1号）は、首長の任期も終了させる。

第44/A条⁽¹²⁴⁾

- (1) 地方議会は、
 - (a) 自治に関わる事項について自ら調整し管理する。その決定は、適法性についてのみ審査される。
 - (b) 自治体の財産について所有権を行使し、自治体の収入を自ら管理し、自らの責任で事業活動を行うことができる。
 - (c) 法律の定める自治体の任務を遂行するため独自に収入を得る権限を有し、さらにこの任務に相応した国家補助を受ける。
 - (d) 法律の範囲内で地方税の種類と額を定める。

(120) 2000年法律91号6節により制定。2000年6月7日施行。

(121) 1990年法律63号4条により制定。1990年9月30日施行。

(122) 1997年法律98号5節により制定。1997年10月31日施行。

(123) 1994年法律61号1条により挿入。1994年10月7日施行。

(124) 1990年法律63号4条により挿入。1990年9月30日施行。

- (e) 法律の範囲内で自らその組織を設け、運営規則を定める。
 - (f) 自治体の紋章を作り、または地方の栄典および称号を定めることができる。
 - (g) 地方共同体に関わる公共の事項について、決定権限を有する機関に発議できる。
 - (h) 自由に他の地方自治体と合併し、その利益を代表させるために自治体の利益団体を設立し、その任務の範囲内で他の国の地方自治体と協同し、国際的な自治体機関の構成員となることができる。
- (2) 地方議会は、その任務の範囲内で上位の法令に違反しない条例を定めることができる。

第44/B条⁽¹²⁴⁾

- (1) 地方議会の長は、首長である。議会は委員会を選出し役所を設けることができる。
- (2) 首長は、その固有の自治体の任務の他、法律または法律によって権限を与えられた政府の命令に基づき、例外的に、国家行政の任務を処理し、または国家行政の権限を行使する。
- (3) 法律または政府の命令は、議会の書記および例外的な場合には議会の役所の責任者に対し、国家の行政任務または官庁の権限を割り当てることができる。

第44/C条⁽¹²⁵⁾

地方自治体に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。同様の投票比率で定められた法律において、自治体の基本的権利を制限することができる。

第10章⁽⁸⁸⁾ 司 法**第45条**

- (1) ⁽¹²⁶⁾ハンガリー共和国においては、ハンガリー共和国最高裁判所、高等裁判所、すなわちブダペシュト首都裁判所、県裁判所ならびに地方裁判所および労働裁判所が、裁判を行う。
- (2) 特定の事件を扱う特別裁判所は、法律により設置することができる。

第46条⁽¹²⁷⁾

- (1) 裁判所は、法律で別に定められた場合を除き、合議体により裁判を行う。
- (2) 非職業裁判官も、法律の定める方

式で裁判に加わる。

- (3) 職業裁判官のみが、単独部または合議部の長になることができる。

第47条⁽¹²⁷⁾

- (1) 最高裁判所は、ハンガリー共和国の最高の裁判機関である。
- (2) 最高裁判所は、裁判所によって行われる裁判の統一性を保障し、統一性にかかわる決定はあらゆる裁判所を拘束する。

第48条⁽¹²⁸⁾

- (1) ⁽¹²⁹⁾共和国大統領の推薦に基づき、国会は、最高裁判所長官を選出し、最

(125) 1990年法律63号4条により挿入。1990年8月9日施行。

(126) 1997年法律59号8節により制定。1997年10月1日施行。

(127) 1997年法律59号9節により制定。1997年10月1日施行。

(128) 1989年法律31号29条により制定。1989年10月23日施行。

高裁判所長官の推薦に基づき、共和国大統領は、最高裁判所副長官を任命する。最高裁判所長官の選出には、国会議員の3分の2の得票を必要とする。

(2) 共和国大統領は、法律で定められた方式で職業裁判官を任命する。

(3) 裁判官は、法律で定められた事由および手続に従ってのみ、罷免される。

第49条⁽¹³⁰⁾

[削除]

第50条⁽¹³¹⁾

(1) ハンガリー共和国の裁判所は、憲法秩序または市民の権利および法的利益を保護し、犯罪を犯した者を処罰する。

(2) 裁判所は、公行政の決定の適法性を審査する。

(3) 裁判官は独立であり、法律にのみ責任を負う。裁判官は政党の構成員となることはできず、政治的活動に従事することもできない。

(4) ⁽¹³²⁾司法行政は、全国司法評議会によって行使される。裁判官の代表からなる自治組織は、司法行政に参加する。

(5) ⁽¹³³⁾裁判所の組織および行政に関する法律ならびに裁判官の法的地位および報酬に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第11章⁽⁸⁸⁾ 検 察 庁

第51条⁽¹³⁴⁾

(1) ハンガリー共和国検事総長および検察庁は、市民の権利を保護し、憲法秩序、国の安全および独立を侵害し、または脅かすあらゆる行為に対して、一貫して追及する。

(2) ⁽¹³⁵⁾検察庁は、捜査に関し法律の定める権限を行使し、裁判手続きにおける原告となり、処罰執行の適法性の監督に責任を負う。

(3) 検察庁は、あらゆる社会団体、国家机关および市民の法律遵守の確保に

資する。法律が侵害された場合には、検察庁は、法律の定める方式に従って適法性を保障する。

第52条

(1) ⁽¹³⁶⁾国会は、共和国大統領の推薦に基づき、検事総長を選出し、共和国大統領は、検事総長の推薦に基づき、副総長を任命する。

(2) 検事総長は、国会に対し責任を負い、その活動を報告する義務を負う。

第53条

(1) ⁽¹⁶⁾検事は、ハンガリー共和国検事

(129) 1990年法律40号35条1項により制定。1990年6月25日施行。

(130) 1989年法律31号38条1項により削除。1989年10月23日削除。

(131) 1989年法律31号30条により制定。1989年10月23日施行。

(132) 1997年法律59号10節により制定。1997年10月1日施行。

(133) 1997年法律59号10節により制定。1997年10月1日施行。

(134) 1989年法律31号31条により制定。1989年10月23日施行。

(135) 1997年法律59号11節により制定。1997年7月30日施行。

(136) 1989年法律31号32条により制定。1989年10月23日施行。

- 総長によって任命される。
- (2) ⁽¹³⁷⁾ 検事は、政党の構成員となることはできず、政治的活動に従事することもできない。
- (3) ⁽¹³⁸⁾ 検察庁は、検事総長の指揮下にある。
- (4) ⁽¹³⁹⁾ 検察庁に関する規則は、法律で定める。

第12章⁽⁸⁸⁾ 基本的権利および義務⁽¹⁴⁰⁾

第54条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、生命および人間の尊厳に対する生まれながらの権利を有し、これらの権利を恣意的に奪われてはならない。
- (2) 何人も、拷問、残酷な、非人間的な、もしくは侮辱的な扱いまたは処罰を受けてはならず、とりわけ、本人の同意なしに医学的または科学的人体実験を行うことは、禁止される。

第55条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、自由および個人的安全に対する権利を有し、法律の定める根拠および法律の定める手続によらずに、その自由を奪われてはならない。
- (2) ⁽¹⁴¹⁾ 犯罪行為を行った容疑があり勾留された者は、可能な限り最短期間内に、釈放され、または裁かれなければならない。裁判官は、その者を審問し、書面による事由を備えた決定を、遅滞なく、その者の釈放または勾留に関して下す義務を負う。
- (3) ⁽¹⁴²⁾ 違法な逮捕または拘束の犠牲になった者は、損害賠償を請求する権利

を有する。

第56条⁽¹⁴⁰⁾

ハンガリー共和国において、何人も、権利能力を有する。

第57条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、裁判所の前に平等であり、独立かつ公平な裁判所が、公正かつ公開の審理において自らに対しなされたあらゆる起訴または何らかの訴訟において自らの権利および義務を判定する権利を有する。
- (2) ハンガリー共和国において、何人も、裁判所の確定判決がその刑事上の責任を確認しない限り、有罪とみなされてはならない。
- (3) 刑事被告人は、訴訟のあらゆる段階において弁護される権利を有する。弁護士は、弁護の際に表明した意見のために、責任を問われない。
- (4) 何人も、犯行時ハンガリー法によれば犯罪行為でなかった行為のために有罪宣告されてはならず、かつ刑罰を科されない。
- (5) ⁽¹⁴³⁾ ハンガリー共和国において、何

(137) 1989年法律31号33条により挿入。1989年10月23日施行。

(138) 1989年法律31号33条により番号改正。

(139) 1990年法律40号36条により制定。1990年6月25日施行。

(140) 1989年法律31号34条により制定。1989年10月23日施行。

(141) 1990年法律40号37条により挿入。1990年6月25日施行。

(142) 1990年法律40号37条により番号改正。

(143) 1997年法律59条12節により制定。1997年7月30日施行。

人も、法律の規定に従って、その権利または正当な利益を侵害する司法的、行政的または他の公的決定に対する法的救済を求めることができる。出席する国会議員の3分の2の多数によって定められた法律により、合理的な期間、法的紛争の司法判断のために、かつ法的紛争の司法判断と均衡して、法的救済に対する権利を制限することができる。

第58条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリーの領土に合法的に滞在するいかなる者も、法律の定める場合を除き、住所またはハンガリーを去る権利を含め、自由に移動し、かつ自由に滞在地を選ぶ権利を有する。
- (2) ハンガリーの領土に合法的に滞在する外国人は、法律に従って下された決定に基づいてのみ、国外追放される。
- (3) ⁽¹⁴⁴⁾移動および居住の自由に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第59条

- (1) ⁽¹⁴⁵⁾ハンガリー共和国において、何人も、名誉、私的住居の不可侵ならびにプライバシーの秘密および個人データの保護に対する権利を有する。
- (2) ⁽¹⁴⁶⁾個人データの保護に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第60条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、思想、良心および信仰の自由に対する権利を有する。
- (2) この権利は、信仰またはその他の良心に基づく信条の自由な選択または受入れ、ならびに、何人も、自らの信仰および信条を、宗教行為および儀式を行うことにより、またはその他の方法で、単独でも他人と共同しても、公開の場または私的範囲で、告白をし、または告白を避け、実践し、または説教する自由を含む。
- (3) ハンガリー共和国において、教会は、国家と分離して活動する。
- (4) ⁽¹⁴⁷⁾良心の自由および信仰の自由に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第61条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、自由に意見を表明し、さらに公共の利益に属する情報を知り、または広める権利を有する。
- (2) ハンガリー共和国は、報道の自由を承認し、これを保護する。
- (3) ⁽¹⁴⁸⁾公共の利益に属する情報の公開に関する法律および報道の自由に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。
- (4) ⁽¹⁴⁸⁾公法上のラジオ、テレビおよび通信社の監督ならびにそれらの長の任命、さらに、商業用のラジオ局および

(144) 1990年法律40号38条により挿入。1990年6月25日施行。

(145) 1989年法律31号34条により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号39条により番号改正。

(146) 1990年法律40号39条により挿入。1990年6月25日施行。

(147) 1990年法律40号40条により挿入。1990年6月25日施行。

(148) 1990年法律40号41条により挿入。1990年6月25日施行。

テレビ局の認可または情報独占の防止に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第62条

- (1) ⁽¹⁴⁹⁾ハンガリー共和国は、平和的に集会を行う権利を承認し、その自由な行使を保障する。
- (2) ⁽¹⁵⁰⁾集会の権利に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第63条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、結社する権利に基づき、何人も、法律によって禁止されていない目的のために、組織を設立し、またはこれに参加する権利を有する。
- (2) 政治目的に基づく武装組織は、結社する権利に基づき、設立されてはならない。
- (3) ⁽¹⁵¹⁾結社の権利に関する法律ならびに政党の財政運営および活動に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第64条⁽¹⁴⁰⁾

ハンガリー共和国において、何人も、単独で、または他人と共同して、管轄国家机关に対し、書面で、請願または異議を提出する権利を有する。

第65条⁽¹⁵²⁾

- (1) 法律の定める条件に従って、ハンガリー共和国は、出身国も他の国も保

護を保障していないならば、出生国もしくは通常居住する国において人種もしくは民族、特定の社会集団との提携、宗教的または政治的な信念に基づく迫害を受けまたは迫害を受ける恐れが十分に明らかな外国の市民に対し、庇護権を与える。

- (2) 庇護権に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第66条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国は、すべての市民および政治的ならびに経済的、社会的および文化的な権利に関して、男女同権を保障する。
- (2) ハンガリー共和国において、母に対し、子の出産前後、特別の規則に従って、援助および保護が、与えられなければならない。
- (3) 労働する際に、特別の規則が、女性および青年の保護を保障する。

第67条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、いかなる子どもも、家族、国家および社会の側から、相応の身体的、精神的、道徳的発達のために必要な保護および世話を受ける権利を有する。
- (2) 両親は、その子どもに対して施す教育を選択する権利を有する。
- (3) 家族および青年の状態および保護に関わる国家任務は、特別の規則に含まれる。

第68条⁽¹⁵³⁾

-
- (149) 1989年法律31号34条により制定。1989年10月23日施行。1990年法律40号42条により番号改正。
- (150) 1990年法律40号42条により挿入。1990年6月25日施行。
- (151) 1990年法律40号43条により挿入。1990年6月25日施行。
- (152) 1997年法律59号13節により制定。1997年7月30日施行。
- (153) 1990年法律40号45条により制定。1990年6月25日施行。

- (1) ハンガリー共和国で生活する民族のエスニック的少数者は、人民の権力の構成部分であり、国家の構成要素である。
- (2) ハンガリー共和国は、民族のエスニック的少数者に対し保護を与える。ハンガリー共和国は、公的生活への共同参加、自らの文化の振興、母語の使用、母語による教育および自らの言語による氏名権を保障する。
- (3) ハンガリー共和国の法律は、ハンガリー共和国の領土で生活する民族のエスニック的少数者の代表を保障する。
- (4) ⁽¹⁵⁴⁾ 民族のエスニック的少数者は、地方および全国的な自治組織を結社することができる。
- (5) ⁽¹⁵⁵⁾ 民族のエスニック的少数者の権利に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第69条⁽¹⁴⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人からも、恣意的に、そのハンガリー市民権を剥奪されてはならず、ハンガリー市民は、ハンガリー共和国の領土から追放されてはならない。
- (2) ハンガリー市民は、いつでも外国から帰郷することができる。
- (3) いかなるハンガリー市民も、合法的に外国に滞在している間、ハンガリー共和国の保護を受ける権利を有する。
- (4) ⁽¹⁵⁶⁾ 市民権に関する法律を定めるに

は、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第70条

- (1) ⁽¹⁵⁷⁾ ハンガリー共和国の領土で生活する成年に達したいかなるハンガリー市民も、国会および地方自治体ならびに少数者自治組織の選挙に際し選出される権利、さらに、選挙または国民投票の日にハンガリー共和国の領土に滞在するならば、選挙人となる権利ならびに全国規模または地方規模の国民投票および国民発案に参加する権利を有する。
- (2) ⁽¹⁵⁸⁾ 地方自治体議会議員および市長の選挙の選挙権ならびに地方規模の国民投票および国民発案に参加する権利は、特別法に基づき、選挙または国民投票の日にハンガリー共和国の領土に滞在するならば、持続的にハンガリー共和国の領土で移住者として生活し、かつハンガリー市民権を有しない者にも与えられる。
- (3) ⁽¹⁵⁹⁾ 行為能力の制限および排除のため禁治産宣告を下されている者、または本人を公務の執行に参加させない確定判決を受けている者、さらに、閉鎖的な施設で、確定自由刑または刑事事件において確定的に命じられた強制更正措置に服する者は、選挙権を有しない。
- (4) いかなるハンガリー市民も、公務の執行に参加し、ならびにその適性、技能および専門知識に応じて公職に携

(154) 1990年法律63号5条により挿入。1990年9月30日施行。

(155) 1990年法律63号5条により番号改正。

(156) 1990年法律40号46条により挿入。1990年6月25日施行。

(157) 1994年法律61号2条1項により制定。1994年10月7日施行。

(158) 1994年法律61号2条2項により制定および番号改正。1994年10月7日施行。

(159) 1994年法律61号2条2項により番号改正。

わる権利を有する。

第70/A条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国は、ハンガリー共和国の領土に滞在するいかなる者に対しても、いかなる差別も行うことなく、すなわち人種、体色、性別、言語、信仰、政治的または他の意見、民族的または社会的出自および資産、出生またはその他の理由に基づく差別を行うことなく、人権および市民的権利を保障する。
- (2) 前項に基づく人に対する不利益ないかなる差別も、法律により厳しく処罰される。
- (3) ハンガリー共和国は、機会の不平等を取り除くことを目的とする措置によっても、法的平等の実現に資する。

第70/B条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国において、何人も、労働する権利および職業を自由に選択する権利を有する。
- (2) 何人も、いかなる差別も受けることなく、等しい労働に対し、等しい賃金を受け取る権利を有する。
- (3) いかなる勤労者も、自らが行った労働の量および質に応じる収入を得る権利を有する。
- (4) 何人も、休息、余暇および定次有給休暇を取る権利を有する。

第70/C条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) 何人も、その経済的または社会的利益を保護するために、他人と共同して組織を結社し、またはこの組織に参加する権利を有する。
- (2) 罷業権は、これを定める法律の範

囲内で、行使されることができる。

- (3) ⁽¹⁶¹⁾ 罷業権に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第70/D条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国の領土で生活する者は、可能な限り最高水準の身体的および精神的健康に対する権利を有する。
- (2) ⁽¹⁶²⁾ ハンガリー共和国は、労働保護、健康管理および医療看護の組織、規則正しい身体訓練の確保ならびに都市および自然の環境の保護によって、この権利を実現する。

第70/E条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国市民は、社会保障に対する権利、すなわち老齢、疾病、傷病、寡婦、孤児および自己の責任に基づかない失業に際しては、その生計のために必要な扶助を受ける権利を有する。
- (2) ハンガリー共和国は、社会保険および社会制度システムによって、扶助を受ける権利を実現する。

第70/F条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国は、市民に対し、教育に対する権利を保障する。
- (2) ハンガリー共和国は、教育の普及および一般利用、無償かつ義務の初等学校、何人もその能力に応じて利用することのできる中等教育および高等教育ならびに教育を受ける者に対する補助金によって、この権利を実現する。

第70/G条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) ハンガリー共和国は、学術的および

(160) 1989年法律31号34条により挿入。1989年10月23日施行。

(161) 1990年法律40号47条1項により挿入。1990年6月25日施行。

(162) 1990年法律40号47条2項により制定。1990年6月25日施行。

び芸術的な生活の自由ならびに教育の自由を尊重および支援する。

- (2) 学術の真理の問題に判断を下し、研究の学術的価値を確定することは、科学者のみの権利である。

第70/H条⁽¹⁶⁰⁾

- (1) 祖国防衛は、ハンガリー共和国のあらゆる市民の義務である。
- (2) 市民は、一般兵役義務に基づく武装もしくは非武装の軍務または法律の定める条件に基づく文民役務を果す。
- (3) ⁽¹⁶³⁾兵役に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。

第70/I条⁽¹⁶⁰⁾

ハンガリー共和国のいかなる市民も、その収入および資産状況に応じて、公的負担に貢献する義務を負う。

第70/J条⁽¹⁶⁰⁾

ハンガリー共和国において、両親および親権者は、その未成年の子に教育を施すように配慮する義務を負う。

第70/K条⁽¹⁶⁰⁾

基本権の侵害により生じた請求または義務の実現と結びつけられた国家の決定に対する異議は、裁判所で主張することができ

第13章⁽⁸⁸⁾ 選挙の基本原則

第71条

- (1) ⁽¹⁶⁴⁾選挙権を有する市民は、国会議員および地方自治体議会議員、さらに、市長および首都の市長を、普通かつ平等な選挙権に基づき、直接かつ秘密の投票によって選出する。
- (2) ⁽¹⁶⁴⁾県議会議員は、直接かつ秘密の投票によって、県議会議長を選出す

る。

- (3) 国会議員または地方自治体議会議員および市長の選挙に関する特別法は、出席する国会議員の3分の2の議決によりこれを定める。

第72-73条⁽¹³⁰⁾

[削除]

第14章⁽²⁶⁹⁾ ハンガリー共和国の首都および国家シンボル⁽¹⁶⁵⁾

第74条⁽¹⁶⁵⁾

ハンガリー共和国の首都は、ブダペシュトである。

第75条⁽¹⁶⁵⁾

ハンガリー共和国の国歌は、エルケル・フェレンツの曲によるケルチエイ・フェレ

ンツの詞『国歌』である。

第76条⁽¹⁶⁶⁾

- (1) ハンガリー共和国の国旗は、赤、白および緑の色の等しい幅の3つの水平な縞から成る。
- (2) ⁽¹⁶⁷⁾ハンガリー共和国の紋章は、底

(163) 1990年法律40号48条により挿入。1990年6月25日施行。

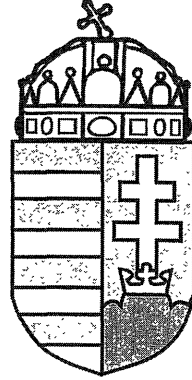
(164) 1993年法律61号3条により制定。1994年10月7日施行。

(165) 1989年法律31号36条により制定。1989年10月23日施行。

(166) 1990年法律40号50条により制定。1990年6月25日施行。

辺の先がとがった区分された盾である。第1の目は、赤および銀により7回区切られる。第2の赤い目において、三重の緑の丘の頂の金で飾られた中央部の上に、銀の二重交差十字架がある。盾の上には、ハンガリーの聖なる王冠が載る。

- (3) ⁽¹⁶⁸⁾ ハンガリー共和国の紋章および国旗ならびにその使用に関する法律を定めるには、出席する国会議員の3分の2の多数による議決を必要とする。



第15章⁽⁸⁸⁾ 最終規定

第77条

- (1) ⁽¹⁶⁹⁾ 憲法は、ハンガリー共和国の根本法である。
- (2) ⁽¹⁷⁰⁾ 憲法および憲法に従う法規は、等しく、あらゆる社会団体、すべての国家機関および市民に対し拘束力を有する。
- (3) ⁽¹³⁰⁾ [削除]

第78条

- (1) ⁽¹⁷¹⁾ ハンガリー共和国憲法は、公布日に施行され、政府は憲法の実施に配慮する。
- (2) ⁽³⁰⁾ 政府は、国会に対し、憲法を実施するために必要な法案を提出する義務を負う。

(167) 1990年法律44号1条により挿入。1990年7月11日施行。

(168) 1990年法律44号1条により番号改正。

(169) 1989年法律31号38条1項により改正。

(170) 1989年法律31号37条により制定。1989年10月23日施行。

(171) 1989年法律31号38条1項および1990年法律40条51条2項により改正。

ハンガリー共和国憲法 [解題]

標記翻訳資料は、早稲田大学比較法研究所共同研究プロジェクト「旧ソ連・東欧諸国における体制転換と法」における研究成果の一環としてある。翻訳に際して、⁽¹⁾2001年1月31日時点の確定版ハンガリー語テキストを底本として用い、⁽²⁾2000年6月30日確定版英語テキスト、⁽³⁾1994年版独語テキスト、⁽⁴⁾1994年版欧州審議会刊行の東中欧諸国憲法集（英語版）を逐次参照した。

- (1) 1949. évi XX. törvény, A Magyar Köztársaság Alkotmánya [Lezárva : 2001, január 31.]
- (2) Act XX of 1949, The Constitution of the Republic of Hungary [Lezárva : 2000, június 30.]
- (3) Verfassung der Republik Ungarn [<http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/hu00m.html>]
- (4) Council of Europe Publishing, The Rebirth of Democracy : 12 Constitutions of Central and Eastern Europe, 2nd Edition, 1996, Netherlands

かつて一連の東欧諸革命の端緒をなした1989年10月のハンガリー改正憲法典は、翌90年春に施行された複数政党制に基づく国会議員選挙で成立した民主フォーラム主導のアンタル連立政権と最大野党となった自由民主連合の間のパクトにより、半年余の時期に大きな改正を受けた。その象徴的改正部分が「第2条1項ハンガリー共和国は、独立した民主的な法治国家であり、そこにおいては、市民的民主主義と民主主義的社会主義の諸価値が等しく実現される。」の後段部分の削除であった。即ち前文で言う「複数政党制、議会民主制および、社会的市場経済を実現する法治国家への平和な政治的移行」期が立脚すべき政治的、社会的価値の構成要素としては、「民主主義的」性格を有するものとしても「社会主義」原理は含意されなかったことである。⁽¹⁾

1990年以降、本訳稿が底本とした2001年1月版までに、計15次にのぼる一部改正がなされてきた。さらに、その後 (a) 2001年6月に第19/B条2項：第40/B条3項（国防評議会、軍の指揮権）、また (b) 2002年12月に第2/A条改正等11項目（「最終規定」中にEU加盟に伴う国民投票に関する第79条を追加したことを含む、EU加盟に関連した改正・増補）の改正が行われている。⁽²⁾

憲法改正手続については、第24条3項に規定する通り、「国会議員の三分の二の多数による議決」で改正可能であることから、この要件を充足する国会内コンセンサスが得られれば、特にレフェレンダム等を経ることなく憲法改正がなされ得る。今日までの1989年憲法に対する総計17次にわたる改正は、「平和な政治的移行」期に固有の具体的諸問題への対応という、すぐれて現実的な性格を有したものであった。

その結果1949=72年憲法が1989年10月に改正された際に人口に膾炙した、「変わらなかったのは、首都がBudapestであることだけ」というフレーズは、89年暫定憲法の12年後の姿形にもそのままあてはまることになった。そのことは、憲法前文の言う「平和な政治的移行」というハンガリー型「体制転換」の特質とも重なるものなのである。89年憲法において、社会体制を実質的に指示した「ハンガリー人民共和国憲法」が「ハンガリー共和国憲法」と改正され、その上で「1949年第20号法律 ハンガリー共和国憲法」という法律名称を有したことは、文字通りそうした事情を象徴するものと言えよう。

ただしこの十年余の間、新憲法制定が全く試みられなかったわけではない。かつて「円卓会議」を通じての「バクト」を基礎として89年憲法改正に際して主要勢力の位置を占めたハンガリー社会党は、1994年総選挙で政権に再び咲いた時点で、暫定憲法体制に終止符を打つべく新憲法制定に強い意欲を示している。4年間の社会党=自由民主連合連立政権下に、国会に憲法委員会が設置され、そこでの審議をベースにして、司法省による新憲法草案（構想）、科学アカデミー法学研究所の草案等が公表、検討されたが、結局のところ国会内合意まで至らず、1998年総選挙において社会党が敗北し再び野党となったことにより、新憲法制定プロセスは頓挫したのであった。

ここでおそらく関連して提起される事柄は、ポーランドと共に「東欧革命」の筆頭集団を構成したハンガリーが、その他の旧東欧社会主義諸国がそれぞれの新憲法を制定したのに対して、依然として1949年憲法改正としての1989年移行期暫定憲法を、幾多の部分改正の集積のもとに維持し続けていることであろう。ポーランドも1997年に至り、ついに新憲法を制定したことを考えると、より一層その感を強めざるを得ない。⁽³⁾

こうした現行憲法一部改正の集積を通じての憲法体制の実質的転換に関連して、以下の三つの論点が顧慮されるべきであろう。その第一は、ハンガリー法史に固有の特徴であるとされる所謂Lawful Revolutionの観念である。その特質は、社会革命、政治革命に際して、憲法制定権力の発動を基礎とした何らか

のかたちでの「新憲法」の創造によることなく、従来からの憲法秩序、即ち「歴史的憲法」Historical Constitutionに合致する方法・手続に従って、国制にかかわる基本的諸法律の制定を梃子として新憲法体制を創出・形成することにある。その顕著な歴史的事例としては、1848年独立革命に際しての四月基本法体制、1918年秋バラ革命における大統領制、1946年反ファシズム民主革命における国家基本法体制（2月基本法）をあげることができよう。1989年10月の「法治国家への平和な政治的移行」を目的とした暫定憲法体制が、1949年憲法（1972年に「56年事件」に最終的にピリオドを打ち、ハンガリー型社会主義への本格的移行を宣明する大改正が行われている）の憲法改正手続に則って創出されたことも、この憲法伝統に即して理解され得る。⁽⁴⁾

その第二の論点としては、そのような憲法伝統について、1222年「黄金律」Golden Bull以降における不文憲法主義の観点から、ハンガリーの歴史的法文化の在り様として認識することである。この見地からするならば、1919年6月のタナーチTanács（評議会）憲法（1917年ロシア十月革命とその帰結であり、かつ社会主義への移行を目的とした1918年ソビエト・ロシア憲法を基本範型とする初期ソビエト憲法群を構成する）、そして1949年8月の人民民主主義憲法（1936年ソ連憲法を基本モデルとし、ヨーロッパで最初にプロレタリア独裁を宣言したとされる）は、ハンガリー法文化、その憲法伝統からの転換、あるいは逸脱として認識されることになる。かかる脈絡においては、1989年暫定憲法は、“Lawful Revolution”に親和的であると同時に、“Historical Constitution”の法文化においては異和的であるということになる。⁽⁵⁾

最後に第三の論点としてあげておかねばならないことは、1989年暫定憲法体制の構成環として新設された憲法裁判所の90年代における営為が、幾多の政治的支持・批判の交錯のなかで、その判決等を通じて「憲法創造活動」としての顕著な機能を果たしてきたことである。政治的民主化と市場経済化を双軸とする「体制転換」の過程にあって、憲法の基本的原理（価値）の指定と規範解釈について、一般司法制度との連携のなかで、具体的事案の憲法判断を通じて「日常的」に集積するその営為は、1989年暫定憲法を育成する役割を果たしたものと評されるべきであろう。⁽⁶⁾

(1) 1989年10月のハンガリー憲法改正については、『法律時報』第62巻3号所収の拙稿「ハンガリーの憲法改正（1989年）——平和的・民主的過渡期の憲法」及び邦訳資料（平泉公雄訳）、拙著『東欧革命の肖像』（法律文化社、1993年）を参照されたい。

(2) Magyar Közlöny 2001/75.szám, Magyar Közlöny 2002/161.számにそれぞれ所

収されている。全体の作業経緯との関係、さらにEU加盟という新たな事態との関連もあり、別稿に委ねることとした。

(3) 東欧革命の最初期サイクルを構成したポーランドでは、1997年に新憲法採択に至っている。同憲法については、小森田秋夫氏の訳・解説が阿部・畑編『世界の憲法集[第2版]』(有信堂・1998年)に収録されている。

(4) Béla K. Király編による*Lawful Revolution in Hungary, 1989-94* (Columbia University Press, 1995)を参照のこと。

(5) Zoltán Péteri, *Constitution-Making in Hungary*, *Acta Juridica Hungarica*, Vol.36. Nos 3-4. 1994を参照。

(6) ハンガリーの憲法裁判制度について、早川弘道「ハンガリーにおける憲法裁判制度の成立」(『法律時報』第69巻3号所収)、また最新の注目すべき労作として、Kis János, *Alkotmányos demokrácia*, INDOK, Budapest, 2000を参照されたい。なおキシュによる本著は、今春CEU Pressから英訳増補版(J. Kis, *Constitutional Democracy*)が刊行されている。

※

本訳稿の基礎となった2001年ハンガリー語版テキスト及び2000年英語版テキストは、Ádám Antal教授(前ハンガリー憲法裁判所裁判官、現バーチ大学教授)より一昨年夏に御送付いただいた資料である。また本訳業にあたって、ハンガリー科学アカデミー法学研究所のLamm Vanda所長、Péteri Zoltán博士、Bragyova András博士、パーズマニイ・ペーテル＝カトリック大学法学研究所所長のVarga Csaba教授から御教示を得た。さらに初校の時点で、テレキ・ラーズロー研究所(旧科学アカデミー外交研究所)研究員Gergely Attila博士には、ハンガリー語からの和訳に伴う問題に関連して、全体にわたりお目通しのうえ、御助言をいただいた。以上記して、厚く謝意を表する次第である。

本資料は、比較法研究所のプロジェクト研究の一部として、早稲田大学法学研究科在学の標記各位が参加した東欧比較憲法研究会における共同研究の成果である。前稿の1993年チェコ共和国憲法邦訳(『比較法学』第36巻1号)と併せて、御批評を得られれば幸いである。

(早川 弘道)